

将来の販売価格を比較対照価格として用いた二重価格表示等に関する 意見交換会について

令和 2 年 5 月 2 2 日
消費者庁

1 開催趣旨

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）は、事業者の販売価格について一般消費者に実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示を不当表示（有利誤認）として規制している。

そして、平成 1 2 年 6 月に策定・公表された「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（以下「価格表示ガイドライン」という。）において、景品表示法上の基本的な考え方及び不当表示に該当するおそれのある主要な事例が示されている。

一方で、近年では、価格表示ガイドラインが策定された当時と比較すると、インターネット通販やテレビ通販の大幅な普及等に伴い、価格表示の方法・実態等が多様化している。また、将来の販売価格を比較対照価格として用いた二重価格表示について、景品表示法に基づく措置命令が行われたこと等により、事業者等からより具体的な考え方を示してほしいとの意見が寄せられている。

このような状況に鑑み、消費者庁として、将来の販売価格を比較対照価格として用いた二重価格表示等に関する対応方針（以下「対応方針」という。）について考え方を整理するため、学識経験者及び消費者庁による「将来の販売価格を比較対照価格として用いた二重価格表示等に関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を開催する。

なお、対応方針については、令和 2 年夏頃を目途に対応方針案の取りまとめを行い、その後、対応方針案についてのパブリックコメントを経て、対応方針を公表する。

2 検討事項

将来の販売価格を比較対照価格として用いた二重価格表示等について

3 メンバー

○ 学識経験者（五十音順、敬称略）

い わ も と	さ と し	佐賀大学経済学部 教授・副学長
岩 本	諭	
さ と う	ご ろ う	岡山大学大学院法務研究科長 教授
佐 藤	吾 郎	
し ら い し	た だ し	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
白 石	忠 志	

- 消費者庁
小林審議官、西川表示対策課長

4 備考

意見交換会は、自由闊達な意見交換を確保するため、非公開とする。また、議事要旨及び意見交換会における配布資料は、自由闊達な意見交換の確保に支障がない範囲で、各回終了後、消費者庁ウェブサイトに掲載する。